

## 監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年8月26日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典  
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子  
大崎市監査委員 伊 勢 健 一



## 監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、大崎市監査基準により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

なお、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき通知願います。

## 記

第1 監査の種類  
財政援助団体等に対する監査

## 第2 監査の対象とした団体等

財政援助団体等名称	区 分 (指定管理施設名/補助金名)
高倉地区振興協議会	大崎市古川高倉地区公民館 (大崎市古川高倉総合研修センター)
西古川地区振興協議会	大崎市西古川地区公民館
大崎市古川長岡地区地域づくり協議会	大崎市古川長岡地区公民館
清滝地区振興協議会	大崎市古川清滝地区公民館

### 第3 監査の着眼点

団体への財政援助に係るものの出納及びその他の事務の執行

### 第4 監査の主な実施内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財政的援助に係るものの出納その他の事務に関する財務書類を対象に、必要に応じて対象団体担当者等の説明を聴取する等により、実施している事業が目的に沿って適正に執行されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点から、試査による監査を実施した。

### 第5 監査の実施期間

令和6年6月12日（水）及び同年6月13日（木）

期日等の詳細については、別紙「定期監査報告書」（監査対象団体ごと）のとおり

### 第6 監査の結果

財政的援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で改善を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

# 監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

## 1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 6月12日(水)	高倉地区振興協議会 公の施設の指定管理者 大崎市古川高倉地区公民館(大崎市古川高倉 総合研修センター)	担当所管課 地域交流セン ター

## 2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託及び大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

## 3 監査の結果

指定管理及び補助金等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

# 監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

## 1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 6月12日(水)	西古川地区振興協議会 公の施設の指定管理者 大崎市西古川地区公民館	担当所管課 地域交流センター

## 2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

## 3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

# 監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

## 1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 6月13日(木)	大崎市古川長岡地区地域づくり協議会 公の施設の指定管理者 大崎市古川長岡地区公民館	担当所管課 地域交流センター

## 2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

## 3 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

# 監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

## 1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和6年 6月13日(木)	清滝地区振興協議会 公の施設の指定管理者 大崎市古川清滝地区公民館	担当所管課 地域交流センター

## 2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

## 3 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。